

堺の伝統産業プロモーション動画制作業務 仕様書

1. 業務名

堺の伝統産業プロモーション動画制作業務

2. 目的

本業務は、伝統的技法と匠の技からなる堺の伝統産業の魅力を一堂にまとめた短編動画を制作し、国内外に向け広く発信することにより、普段伝統産業に馴染みのない人を中心としたあらゆる層の興味喚起及び認知度向上につなげることを目的とする。

3. 履行場所

公益財団法人堺市産業振興センター（堺市北区長曾根町 183-5）

4. 履行期間

契約締結日～令和7年1月31日（金）

5. 業務内容

(1) 業務実施計画等

納品までの作業スケジュール等を記載した業務実施計画と、動画制作を行う人員や役割等を示した業務実施体制表の作成を行うこと。また、作業スケジュールや体制等に変更が生じた場合、受注者は資料の修正・追加を行うこと。

(2) 動画制作

堺の伝統産業「刃物、注染・和晒、線香、手すき昆布、手織緞通、鯉幟」（以下、「各産業」という。）の魅力を惹きたてる動画内容を企画立案し、企画に基づきシナリオを作成すること。事業者や製造現場等の取材・撮影、編集を行い、動画を制作すること。

①動画の規格・要件等

- ・ロング ver.（5分程度）、ショート ver.（1分程度）計2本の動画を制作すること。
- ・ロング ver.の動画は、「日本語ナレーション・日本語字幕付」、「英語ナレーション・英語字幕付」をそれぞれ制作すること。
- ・ショート ver.の動画は、SNS等を通じ、国内外に向け限られた時間で効果的にプロモーションを行うためのものであることを踏まえ、ナレーション・字幕の有無、時間配分、BGMの有無、ナレーション及び字幕で使用する言語等（日本語・英語）については、受注者が有するノウハウを活用し、効果的に内容が伝わる方法を選択すること。
- ・画面アスペクト比は16:9とし、制作する動画の解像度は4Kと簡易再生用のフル

HD 動画の 2 パターンを基本とすること。

- ・活用シーンによっては音声を出力できない場合があるため、音声無しでも内容が伝わるようにすること。
- ・企業名や商品名など、事業者を特定できるような映像、ナレーション及び字幕の表示、特定の事業者のインタビュー映像等としないこと。

②動画構成

ア ロング ver. (5 分程度)

No	時間配分(目安)	映像内容
1	60 秒	堺の伝統産業の概要紹介
2	30 秒	堺の伝統産業の全体的な歴史の流れについて
3	195 秒	各産業の製品の種類、品質、特徴、製造工程について
4	15 秒	各産業の製品を展示・販売する堺伝匠館の紹介

※刃物、注染・和晒、線香、手すき昆布、手織緞通、鯉幟の順に紹介

イ ショート ver. (1 分程度)

No	時間配分(目安)	映像内容
1	5 秒	一目で動画の趣旨・概要がわかる見出し
2	50 秒	各産業の製品（種類・品質・特徴等）や製造シーン
3	5 秒	各産業の製品を展示・販売する堺伝匠館の紹介

③想定される活用シーン

- ア 2025 年開催予定の「大阪・関西万博」をはじめとするイベント会場における放映
- イ HP や SNS 等のソーシャルメディアを通じた発信
- ウ 行政関係機関等への堺市の PR 資料として提供
- エ その他発注者が必要とする活用シーン

④取材・撮影について

取材先事業者及び取材交渉方法については発注者との協議の上決定し、十分余裕を持ったスケジュールで取材・撮影を行うこと。なお、刃物、注染・和晒については、複数事業者の取材・撮影を必要とする。

(3) 校正作業

企画案・シナリオ、ナレーション及び字幕の内容等についての校正は発注者が了承するまで行うこと。また、納品の前に仮完成版の動画の試写を行い、内容に変更が生じた場合は修正・追加を行うこと。

6. 納品

(1) 納品期限

令和 7 年 1 月 31 日 (金)

(2) 納品場所

公益財団法人堺市産業振興センター 経営支援課

(3) 成果物

制作した堺の伝統産業プロモーション動画のロング ver.とショート ver.を成果物として、それぞれ以下の形式で納品すること。また、成果物はコンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックを行った証明を提出すること。

- ①想定される活用シーンに対応可能な形式の電子データ（4K・フルHD）
- ②再生用DVD 1動画あたり2枚
- ③再生用Blu-ray 1動画あたり2枚

7. 提出書類

- (1) 業務実施計画
- (2) 業務実施体制表
- (3) 企画案・シナリオ
- (4) 成果物
- (5) 業務完了届
- (6) その他発注者が指示するもの

8. 著作権

- (1) 本業務において作成した成果物及び本業務実施にあたり撮影した写真、図、デザイン等に係る著作権を含むすべての権利は発注者に帰属する。なお、作成した成果物は発注者が無償で二次利用を行えるものとする。
- (2) 動画の制作にあたっては、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフト等を使用するときは、著作権法上に定められた手続きを行うこと。また、成果物に著作権侵害による訴訟や損害賠償等が生じた場合、発注者は一切の責任を負わない。

9. その他留意事項

- (1) 本業務は、契約書・仕様書・質問回答書に基づき履行するものとする。
- (2) 受注者は発注者の指示に応じて、業務に係る資料・データ等を指定した形式で提供すること。
- (3) 受注者は発注者の指示に応じて、業務に係る資料・データ等の修正・追加を行うこと。
- (4) 本業務の履行にあたっては、関係する法令等を遵守すること。
- (5) 受注者は、業務履行期間に限らず、業務履行期間終了後も、本業務で知りえた機密、個人情報等について厳守すること。
- (6) 業務遂行にあたって必要となる経費については、全て本業務の委託料に含めるものとし、本仕様書に記載のないものであっても原則として受注者の負担とする。

- (7) 業務の内容及び範囲について、十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (8) 業務の進捗状況に関し、適宜進捗確認会議等を開催し、報告・調整を行うこと。
- (9) その他、仕様書にない事項は協議により定めること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行につい

て遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。